

鉄スクラップ処理業 許認可・資格等 一覧 (基本系)

平成 22 年 2 月
(社)日本鉄リサイクル工業会
業務対策委員会

1. 事業関係

事業項目	法人	個人要件	根拠法令	所管機関	備考
建築確認	新築、増改築		建築基準法・条例	地方行政	緑化等付帯規制等あり
指定事業所	振動発生施設		振動規制法、公害防止条例	地方行政	対象施設のうち、原動機の定格出力の規定あり 公害防止統括者(20人以上事業所)、公害防止管理者の選任については、地方によって規定が様々なため、要確認
	騒音発生施設		騒音規制法、公害防止条例		
産業廃棄物処理施設設置許可	汚泥、廃油処理、破碎施設等		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、同施行令、条例	地方行政	規定の21種類の施設
金属屑商許可			関係条例	警察署	廃止府県あり 条例によっては許可が不要な府県もあるため、要確認
古物商許可			古物営業法	警察署	
廃棄物再生事業者登録				都道府県(知事)	環境省令に適合する優良事業者
産業廃棄物処分業許可		処分課程講習修了証	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、同施行令、条例	地方行政	中間処理(圧縮・切断・破碎等)
産業廃棄物収集運搬業許可		収集運搬課程修了証		地方行政	積替・保管を含まないor含む
建設業許可	とび・土工工事業等	専任技術者(実務経験10年以上)	建設業法	都道府県(知事) 又は国交省大臣	建設業許可を持たずに解体工事業を営む場合:知事・登録必要
計量証明事業登録	一般計量証明事業	主任計量者	計量法	都道府県	
自動車リサイクル法関連の登録・許可	取引業(登録制)		使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)	地方行政	
	フロン類回収業者(登録制)				
	解体業者(許可制)				
	破碎業者(許可制)				
家電リサイクル法対象機種の取扱	指定引取所		特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	法の所管官庁 経済産業省、環境省	家電リサイクルに係る製造業者等の一員として、家電メーカーと契約して、参加している事業者
	再商品化等事業者				
環境マネジメントシステム			国際規格ISO14001	認証機関	
品質マネジメントシステム			国際規格ISO 9001	認証機関	
労働安全衛生マネジメントシステム			規格OHSAS 18001等	認証機関	

2. 現業関係

業務・機材	法人	個人要件	根拠法令	所管機関	備考
労働安全衛生管理	安全衛生推進者の選任	安全衛生推進者	労働安全衛生法 労働安全衛生規則	労働基準監督署	従業員10～49名/事業所
	安全衛生スタッフの選任	安全衛生スタッフ			従業員10名未満/事業所
	安全管理者・衛生管理者・産業医の選任	安全管理者・衛生管理者・産業医			従業員50名以上/事業所
	安全衛生委員会設置				
車両運行管理	安全運転管理者の選任	安全運転管理者	道路交通法	警察署	車両5台以上/事業所
受電設備(50KW以上)	電気技術主任者の選任	電気技術主任者	電気事業法	経済産業省	
危険物貯蔵所	貯蔵・取扱・設置許可	危険物取扱者	消防法、危険物の規制に関する政令	地方行政	油圧機器作動油等油類その他危険物
	少量危険物の貯蔵等		消防法、火災予防条例	消防署	指定未済で指定数量の1/5以上保管
消火設備	消火設備設置		消防法	消防署	火災報知器、消火装置
天井クレーン	設置届	天井クレーン運転士	クレーン等安全規則、労働安全衛生法・同規則	労働基準監督署	5t以上国家試験、5t未満技能講習
ガス溶接・溶断		ガス溶接技能講習	労働安全衛生法、同規則	労働基準監督署	
アーク溶接		アーク溶接特別教育	労働安全衛生法、同規則	労働基準監督署	
玉掛		玉掛技能講習	クレーン等安全規則、労働安全衛生法・同規則	労働基準監督署	
移動式クレーン		移動式クレーン運転士	同上	労働基準監督署	5t以上国家試験、5t未満技能講習
車両系建設機械		車両系建設機械技能講習+小型移動式クレーン技能講習(マグネ付)	同上	労働基準監督署	(別添)スクラップ処理作業において一般的に使用される車両系建設機械等に関する調査報告を参照
ショベルローダー		ショベルローダー技能講習	労働安全衛生法、同規則	労働基準監督署	
フォークリフト		フォークリフト技能講習	労働安全衛生法、同規則	労働基準監督署	
電気取扱作業(低圧)		特別教育	労働安全衛生法、同規則	労働基準監督署	

3. 設備保全関係

設備・機材	点検整備要件	備考
天井クレーン	日次・月次・年次・性能検査(2年)	
移動式クレーン	日次・月次・年次・性能検査(2年)	(別添)鉄スクラップ処理作業において一般的に使用する車両系建設機械等に関する調査報告を参照
車両系建設機械	日次・月次・年次(特定自主検査)	
ショベルローダー	日次・月次・年次(定期自主検査)	
フォークリフト	日次・月次・年次(特定自主検査)	
乗用車	年次・車検(2年)	
トラック	3ヶ月・車検(1年)	
受電設備(50KW以上)	月次・年次	
消防設備	6ヵ月	消防署へ年次報告
浄化槽	3ヵ月毎、法定検査(年次)、清掃(年次)	

(注1):車両系建設機械等に関しては、当工業会の依頼に基づき(社)日本建設機械化協会が策定した別添の「鉄スクラップ処理作業において一般的に使用する車両系建設機械等に関する調査報告」をご参照下さい。

(注2):本件の許認可・資格等につきましては、当工業会発行の「リサイクル事業のマニュアルブック 2006年版(.53ページ)」も併せてご参照下さい。